

令和8年度

一般

岸和田市墓苑

使用申込のしおり

一般募集用（再募集）



【申込期間（再募集）】

承認番号 第 #012 号

令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

【注意事項】

- 岸和田市墓苑の使用については、申込資格をはじめ、きまりや制限がありますので、この「使用申込のしおり」をよくお読みになったうえで、申込みをしてください。
- この「しおり」による一般募集とは、以前に使用されていた使用者から返還を受けた区画を再整備（巻石撤去や土の入替など）し、新たに使用者を募集するものです。
- 同時に募集する「特別募集」と重複して申込みをすることはできません。

岸和田  供養 MODE

申込みから使用許可まで

《 申込み受付期間（窓口のみ） 》

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

- ◎ 窓口でお申込みをしてください。
- ◎ 窓口でのお申込みの先着順にて、各区画の1番手の方のみ受付します。
- 申込方法（必要書類）は、3ページに掲載しています。



《 申込み結果の通知 》

- ◎ 申込資格等を確認後、当選とし、岸和田市墓苑申込結果通知書を送付します。



《 当選後の手続き（使用許可申請） 》

- ◎ 岸和田市墓苑申込結果通知書記載の期限までに、使用許可申請手続きを行って下さい。
- ◎ 公園緑地課 墓苑担当（市役所第2別館4階）で当選者の使用許可申請を受け付けします。
 - 受付時間は、午前9時～午後5時30分
（※お昼12時から12時45分までは休憩になり受け付け出来ません。）
 - （土）（日）（祝日）は休日のため、受け付け出来ません。
- ◎ 使用許可申請手続きの必要な書類は、3ページに掲載しています。



《 使用料・掃除料の納付 》

- ◎ 上記使用許可申請手続き時に納付書をお渡しさせていただきますので、納付書記載の納付期限までに、一括納付して下さい。



《 使用許可書の交付 》

- ◎ 使用許可書は使用料と掃除料が納付されたことを確認した上で、郵送で交付します。
 - 使用許可書がお手元に届いてから、墓所を使用できます。

令和8年度

岸和田市墓苑使用者再募集要項(一般募集)

所 在 地	岸和田市墓苑		岸和田市流木町地内									
募 集 区 分	墓苑第1、墓苑第2											
募集区画	再募集区画(24区画)											
	1号地	(ウ)	4番地	13号地	(ト)	704番地	19号地	(ト)	906番地	32号地	(ト)	129番地
	2号地	(ト)	7番地	13号地	(ト)	707番地	19号地	(ト)	907番地	32号地	(ト)	135番地
	8号地	(ス)	79番地	19号地	(ト)	900番地	19号地	(ト)	910番地	33号地	(ト)	150番地
	8号地	(ス)	389番地	19号地	(ト)	901番地	19号地	(ト)	911番地			
	8号地	(シ2)	288番地	19号地	(ト)	902番地	20号地	(ト)	13番地			
	13号地	(ト)	171番地	19号地	(ト)	903番地	20号地	(ト)	313番地			
	13号地	(ト)	181番地	19号地	(ト)	904番地	31号地	(ト)	207番地			
	13号地	(ト)	204番地	19号地	(ト)	905番地	31号地	(ト)	246番地			
	※募集区画の場所及び区画面積等詳細は、8ページから19ページに掲載しています。											
申 込 資 格 (申 込 み の で き る 人)	申込み時点で本市に居住し、申込日以前より1年以上継続して本市に住所を有している世帯主。 (ただし、すでに岸和田市墓苑を使用している人とその人の属する世帯主は応募できません。) ※ 申込み後、不正に岸和田市以外に住民登録を変更したことが判明したときは、申込みを取り消します。 ※ 申込みができるのは、一般募集、特別募集どちらか一方だけになります。 ※ 同一名義人の方による複数区画のお申込みはできません。											
使 用 料 及 び 掃 除 料	面 積	永代使用料				掃除料(管理費)						
		※ 永年にわたって使用していただくための使用料です。 ※ 墓所は分譲(売買)ではありません。				※ 掃除料は、墓域及び周辺の共用部分を維持管理する費用です。 使用許可された区画内は使用者が清掃・管理してください。 ※ 掃除料は、永代ではなく、 <u>毎年度納めていただきます</u> 。 なお、本年度の掃除料は、使用許可日によって変わり、四半期ごとの額になります。 ※ 次年度以降に条例改正があったときは、当該条例の規定に基づき変更されます。						
		金額	左の算出基礎		金額(年間)	左の算出基礎						
	9.91㎡	2,354,000円	@237,500×9.91㎡		24,800円	@2,500×9.91㎡						
	6.00㎡	1,425,000円	@237,500×6.00㎡		15,000円	@2,500×6.00㎡						
	4.00㎡	950,000円	@237,500×4.00㎡		10,000円	@2,500×4.00㎡						
	2.00㎡	475,000円	@237,500×2.00㎡		5,000円	@2,500×2.00㎡						
		※ 1,000円未満の端数は1,000円に切上げ				※ 100円未満の端数は100円に切上げ						

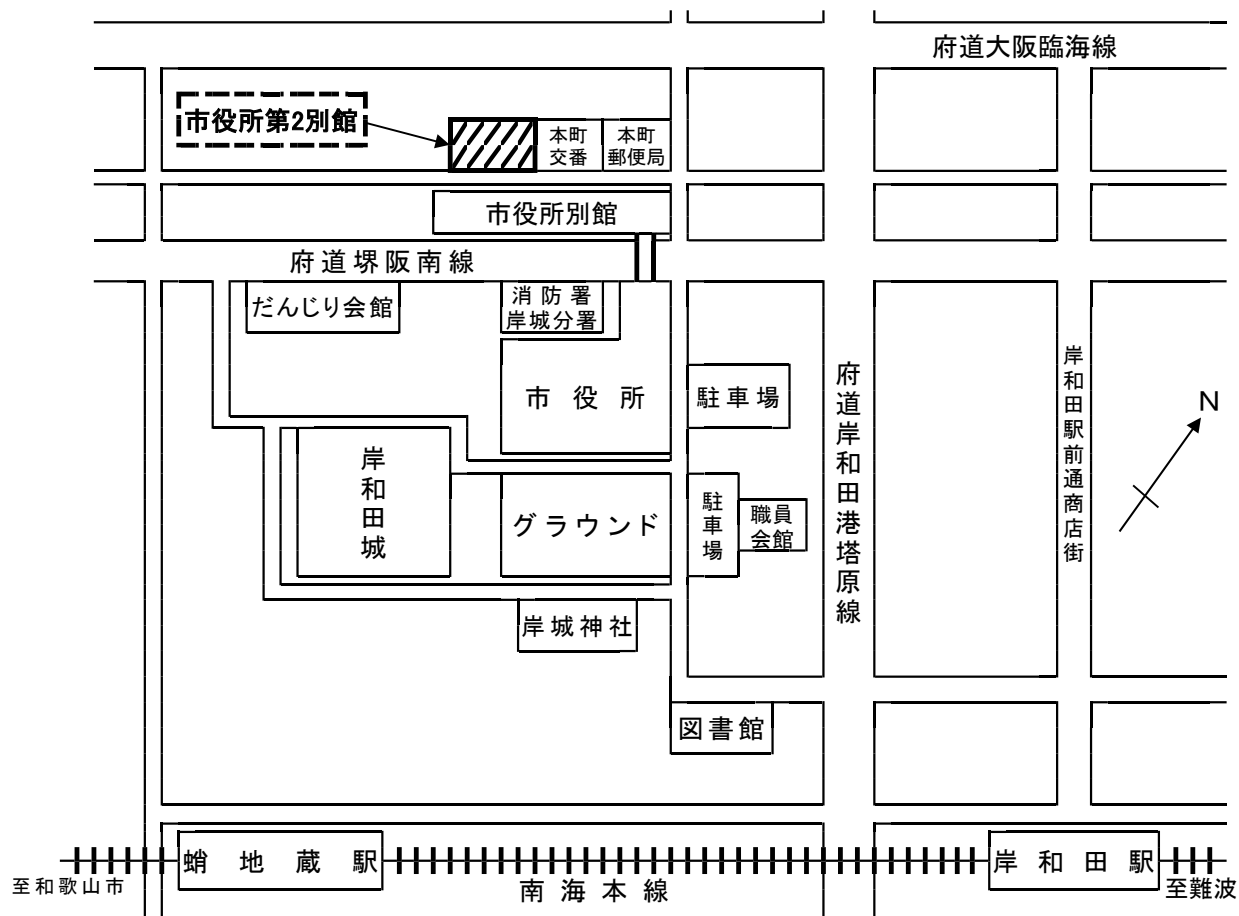
申 込 み に 必要な書類	1. 岸和田市墓苑使用申込書 ※1 申込み後の変更はできませんのでご注意ください。 ※2 申込みは、窓口受付となります。 2. 110円の郵便切手1枚 お近くの郵便局で110円の郵便切手を1枚購入し、岸和田市墓苑使用申込書と共に窓口 に提出してください。 3. 住民票の写し(コピーやマイナンバーの記載があるものは不可) ※1 住民票は<u>申込日以前1ヶ月以内発行</u>のもので、<u>世帯全員の氏名・続柄・本籍</u> の記載されたものが必要です。 ※2 提出された申込書などはお返しできません。														
申込み期間 申込み方法	申込み期間 (応募期間)	令和8年10月1日(木)から令和9年3月31日(水)まで													
	申込み方法 (応募方法)	必要書類等を、下記窓口持参でお申込み下さい。 ※申込窓口：岸和田市岸城町7-1 岸和田市役所 公園緑地課 墓苑担当(第2別館4階)まで													
岸和田市墓苑申 込 結 果 通 知 書 の 送 付	申込資格等を確認後、当選とし、岸和田市墓苑申込結果通知書を送付します。														
当 選 後 の 手 続 き	当選された方は下記の期間内に墓苑使用の許可申請をしてください。(窓口申請) <table border="1" data-bbox="368 1301 1449 1883"> <tr> <td data-bbox="368 1301 456 1402">①</td> <td data-bbox="456 1301 651 1402">申 請 期 間</td> <td data-bbox="651 1301 1449 1402"> 岸和田市墓苑申込結果通知書記載の期限までに、使用許可申請手続きを行って下さい。 ※(土)、(日)、(祝日)は休日のため、受け付けできません。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1402 456 1503">②</td> <td data-bbox="456 1402 651 1503">受 付 時 間</td> <td data-bbox="651 1402 1449 1503"> 午前9時から午後5時30分まで ※お昼12時から12時45分までは休憩になりますので、受け付けできません。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1503 456 1603">③</td> <td data-bbox="456 1503 651 1603">申 請 場 所</td> <td data-bbox="651 1503 1449 1603"> 岸和田市役所 建設部 公園緑地課 墓苑担当 ※市役所第2別館 4階(6ページの見取り図参照) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1603 456 1883">④</td> <td data-bbox="456 1603 651 1883">必要なもの</td> <td data-bbox="651 1603 1449 1883"> 申請の際は下記のものをご持参ください。 1. 岸和田市墓苑申込結果通知書 2. 登録印鑑及び印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの) ※ 提出された申請書などはお返しできません。 </td> </tr> </table> ※上記期間内に申請書が提出されないときは、当選が無効となります。			①	申 請 期 間	岸和田市墓苑申込結果通知書記載の期限までに、使用許可申請手続きを行って下さい。 ※(土)、(日)、(祝日)は休日のため、受け付けできません。	②	受 付 時 間	午前9時から午後5時30分まで ※お昼12時から12時45分までは休憩になりますので、受け付けできません。	③	申 請 場 所	岸和田市役所 建設部 公園緑地課 墓苑担当 ※市役所第2別館 4階(6ページの見取り図参照)	④	必要なもの	申請の際は下記のものをご持参ください。 1. 岸和田市墓苑申込結果通知書 2. 登録印鑑及び印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの) ※ 提出された申請書などはお返しできません。
①	申 請 期 間	岸和田市墓苑申込結果通知書記載の期限までに、使用許可申請手続きを行って下さい。 ※(土)、(日)、(祝日)は休日のため、受け付けできません。													
②	受 付 時 間	午前9時から午後5時30分まで ※お昼12時から12時45分までは休憩になりますので、受け付けできません。													
③	申 請 場 所	岸和田市役所 建設部 公園緑地課 墓苑担当 ※市役所第2別館 4階(6ページの見取り図参照)													
④	必要なもの	申請の際は下記のものをご持参ください。 1. 岸和田市墓苑申込結果通知書 2. 登録印鑑及び印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの) ※ 提出された申請書などはお返しできません。													

当 選 後 辞退する場合	当選後、辞退する場合は、岸和田市墓苑申込結果通知書記載の期限までに必ず辞退届を提出してください。														
	辞 退 届 に 必要なもの	1. 岸和田市墓苑申込結果通知書 2. 当選辞退届(公園緑地課 墓苑担当に備えてあります) 3. 運転免許証等公的機関の発行する証明書。代理人が提出手続きに来られる場合は、当該代理人も運転免許証等公的機関の発行する証明書が必要です。													
	※ 永代使用料及び掃除料の納入後は墓所返還の扱いとなり、納入された金額の全額を返金することができません。辞退の扱いとはなりませんので十分ご注意ください。														
使 用 料 等 の 納 付	使用許可の申請時、使用料・掃除料の納付書をお渡ししますので、 <u>納付書記載の納付期限までに</u> 、最寄りの金融機関(納付書裏面記載)の窓口でお支払いください。なお、 <u>分割納付の取扱いはありません。</u> ※ 期限までに納付がない場合は、当選の権利を放棄したものとみなし、その資格を失うことがありますのでご注意ください。														
使用の開始 (使用許可書の交付)	使用料・掃除料の納付を確認させていただいたうえで、郵送で「岸和田市墓苑使用許可書」をお送りします。※1 墓所は使用許可書が届いたときから使用できます。※2 ※1 金融機関によっては、市の会計口座への入金には若干の日数を要し、「岸和田市墓苑使用許可書」の発送が遅れる場合があります。 ※2 ご使用いただくときは、20ページにある「使用のきまり」をよくお読みください。														
墓所の返還	墓所が要らなくなったときは、墓所を原状にもどして市に返還してください。また、納付された使用料・掃除料は岸和田市墓苑条例の規定により、次のとおり還付します。 ※返還届の手続きが必要です。 使 用 料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用許可を受けてからの経過年数</th><th>使用状況</th><th>還 付 金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1年未満</td><td>改葬跡地である</td><td>使用料の25%</td></tr> <tr> <td>改葬跡地でない</td><td>使用料の80%</td></tr> <tr> <td rowspan="2">1年以上</td><td>改葬跡地である</td><td>使用料の25%</td></tr> <tr> <td>改葬跡地でない</td><td>使用料の50%</td></tr> </tbody> </table> 掃 除 料 当年度分は還付できません。来年度以降については、掃除料を5年分一括で前納された方につきましては、未経過年数に応じた額を還付します。 ※未経過年数の1年未満の端数は切り捨てて計算します。		使用許可を受けてからの経過年数	使用状況	還 付 金	1年未満	改葬跡地である	使用料の25%	改葬跡地でない	使用料の80%	1年以上	改葬跡地である	使用料の25%	改葬跡地でない	使用料の50%
使用許可を受けてからの経過年数	使用状況	還 付 金													
1年未満	改葬跡地である	使用料の25%													
	改葬跡地でない	使用料の80%													
1年以上	改葬跡地である	使用料の25%													
	改葬跡地でない	使用料の50%													

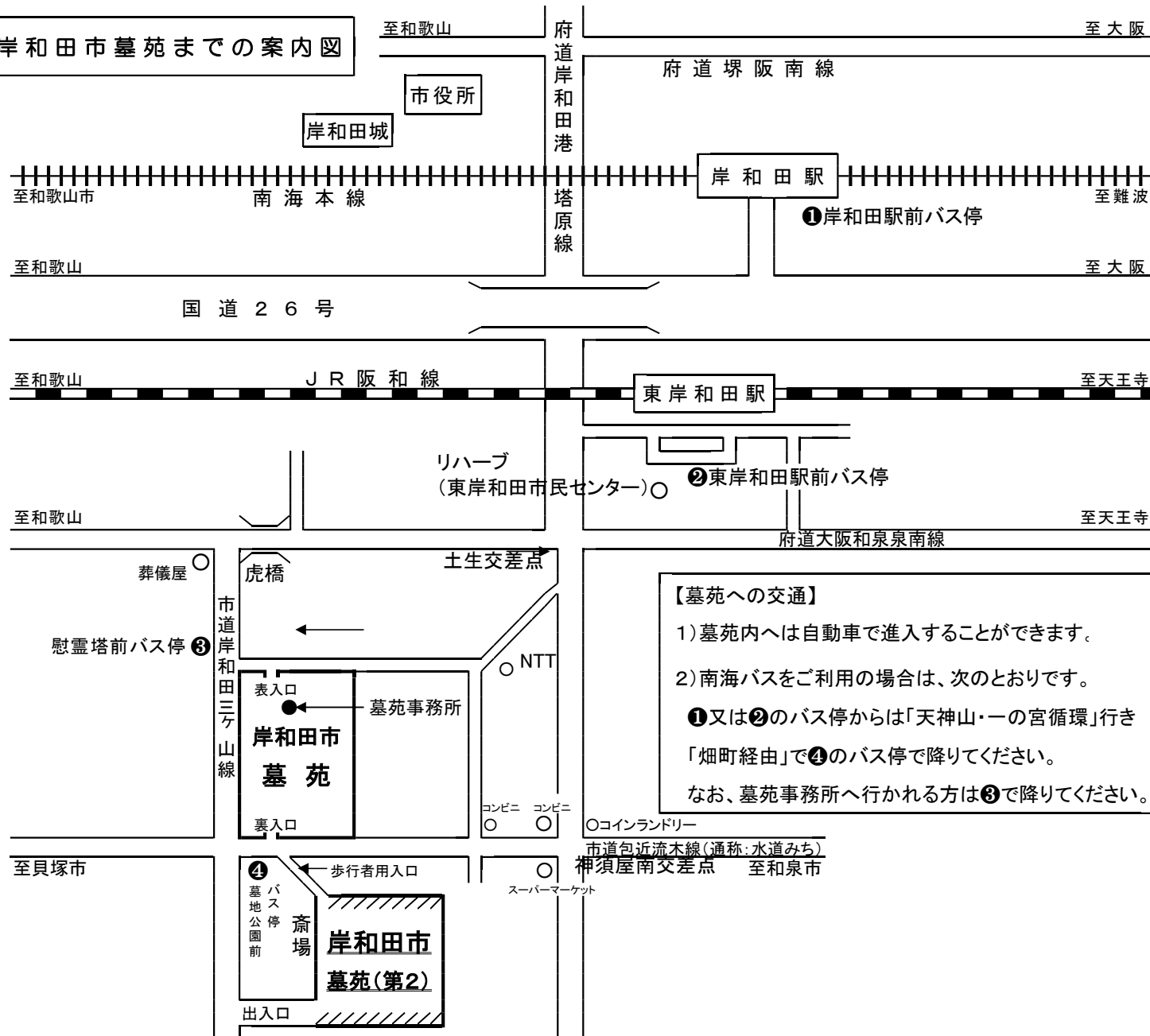
※ 注 意 事 項	次の場合、申込み及び当選が無効となりますので注意してください。 1. 1人または1世帯で2通以上の申込みをしたとき 2. 岸和田市墓苑の使用者となっている人またはその人が属する世帯の世帯主が申込みをしたとき 3. 申込み資格が無いまたは虚偽の申込みをしたとき 4. 当選後、必要書類を提出しないとき
使 用 に 際 し て の 決 ま り 事 項	使用に際してのきまり事項は20ページに記載してありますが、特に留意すべきことは次のとおりです。 ① 墓所の申込者が使用者として決定しますと、その名義は相続(使用者が死亡)が発生しない限り変更できません。したがって必ず、祭祀の主宰者(焼骨(遺骨)を埋蔵したり、墓石の建立をする人)の名前で申込みをしてください。 ② 墓所は使用者の兄弟等、2世帯以上での共同使用はできません。 ③ 墓石等に家名を表示する場合、その家名は使用者の家名でなければなりません。また、建立者は、使用者または墓所を承継できる続柄関係にある者でなければなりません。 ④ 掃除料(管理費)は、毎年度納めていただきます。
そ の 他	○ 申込みをする前に、墓所の現場をよく見ておいてください。墓苑までの経路図および見取り図は9ページから19ページに載せてあります。 ※募集墓所の場所がわからない方は、現地の墓苑事務所でご確認ください。 ○ 市では石材業者等の紹介は行なっておりません。 ○ 個人情報保護のため、個人を特定できる情報は一切公表しません。

○ 当選後の申請場所

岸和田市役所
第2別館 4階 公園緑地課
墓苑担当 TEL: 423-9581



岸和田市墓苑までの案内図



【墓苑への交通】

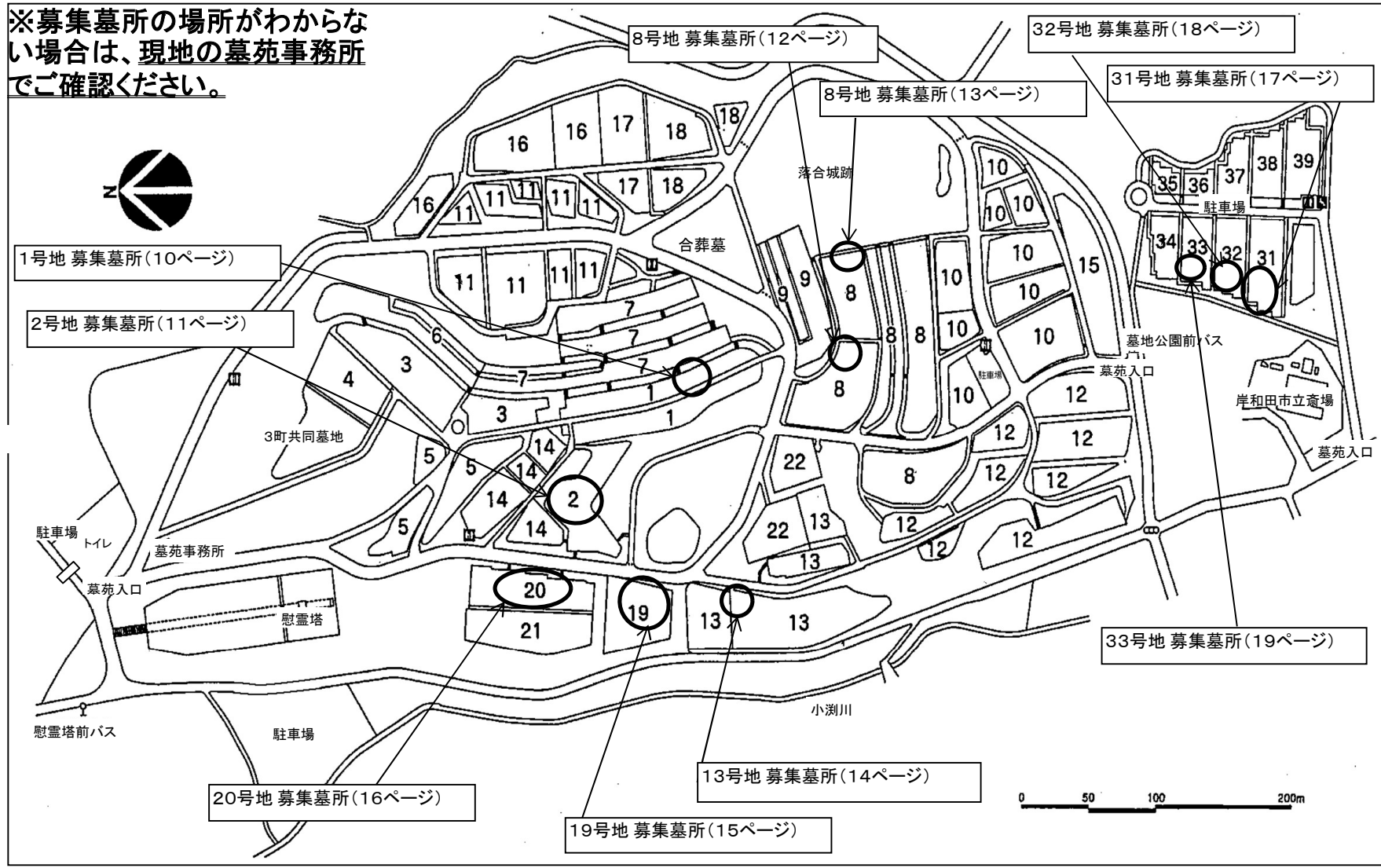
- 1) 墓苑内へは自動車で進入することができます。
- 2) 南海バスをご利用の場合は、次のとおりです。
 ①又は②のバス停からは「天神山・一の宮循環」行き
 「畑町経由」で④のバス停で降りてください。
 なお、墓苑事務所へ行かれる方は③で降りてください。

＜ 募 集 墓 所 一 覧 （一般募集・再募集）＞

番号	募集墓所番地	面積 (㎡)	間口 (m)	奥行 (m)	永代使用料 (円)	年間掃除料 (管理費) (円)	返還前の状況	
							返還年度	埋蔵有る無し
1	1号地(ウ)4番地	9.91	2.72	3.63	2,354,000	24,800	平成26年	有り
2	2号地(ト)7番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	平成13年	有り
3	8号地(ス)79番地	6.00	2.00	3.00	1,425,000	15,000	平成6年	有り
4	8号地(ス)389番地	6.00	2.00	3.00	1,425,000	15,000	平成29年	有り
	8号地(シ)2)296番地	4.00	2.00	2.00	950,000	10,000	令和6年	有り
5	13号地(ト)171番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	令和5年	有り
6	13号地(ト)181番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	令和7年度	有り
7	13号地(ト)204番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	令和5年	無し
8	13号地(ト)704番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	令和5年	無し
9	13号地(ト)707番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	平成26年	無し
10	19号地(ト)900番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	平成28年	無し
	19号地(ト)901番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	平成28年	無し
11	19号地(ト)902番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	令和2年	有り
12	19号地(ト)903番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	令和2年	有り
13	19号地(ト)904番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	平成30年	無し
	19号地(ト)905番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	平成30年	無し
14	19号地(ト)906番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	令和4年	有り
15	19号地(ト)907番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	令和4年	有り
16	19号地(ト)910番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	平成16年	無し
17	19号地(ト)911番地	2.00	1.60	1.25	475,000	5,000	平成16年	無し
18	20号地(ト)13番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	令和6年	有り
19	20号地(ト)313番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	令和6年	有り
20	31号地(ト)207番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	平成29年	有り
21	31号地(ト)246番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	平成23年	無し
22	32号地(ト)129番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	平成29年	無し
23	32号地(ト)135番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	令和5年度	無し
24	33号地(ト)150番地	4.00	1.60	2.50	950,000	10,000	令和7年度	有り

募集墓所（一般募集・再募集）の場所（岸和田市墓苑の全体図）

※募集墓所の場所がわからない場合は、現地の墓苑事務所でご確認ください。



1 号地

[illegible]

□

↑ 第1号地(ウ)4番地

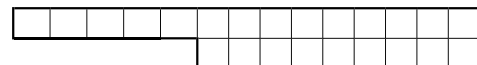
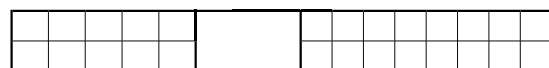
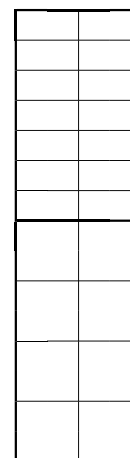
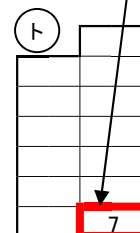
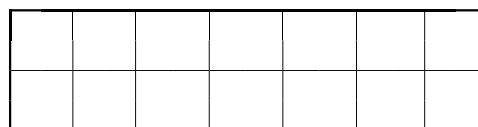
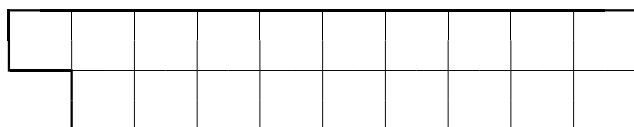
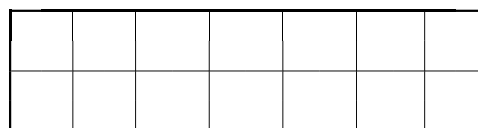
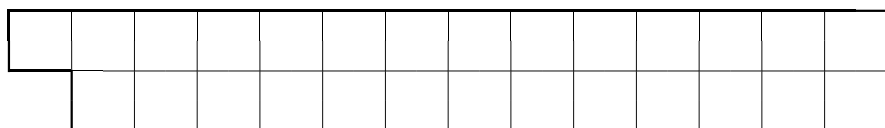
--	--

[illegible]

2 号 地



第2号地(卜)7番地





ス

[illegible]

ス

↓ 第8号地(ス)79番地

[illegible]

ス

[illegible]

ス

[illegible]

ス

[illegible]

ス

[illegible]

ス

[illegible]

ス

[illegible]

ス

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

↓第8号地(入)389番地

389



ト

--	--	--	--

13 号 地

ト

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第13号地(ト)171番地

171

181

第13号地(ト)181番地

第13号地(ト)704番地

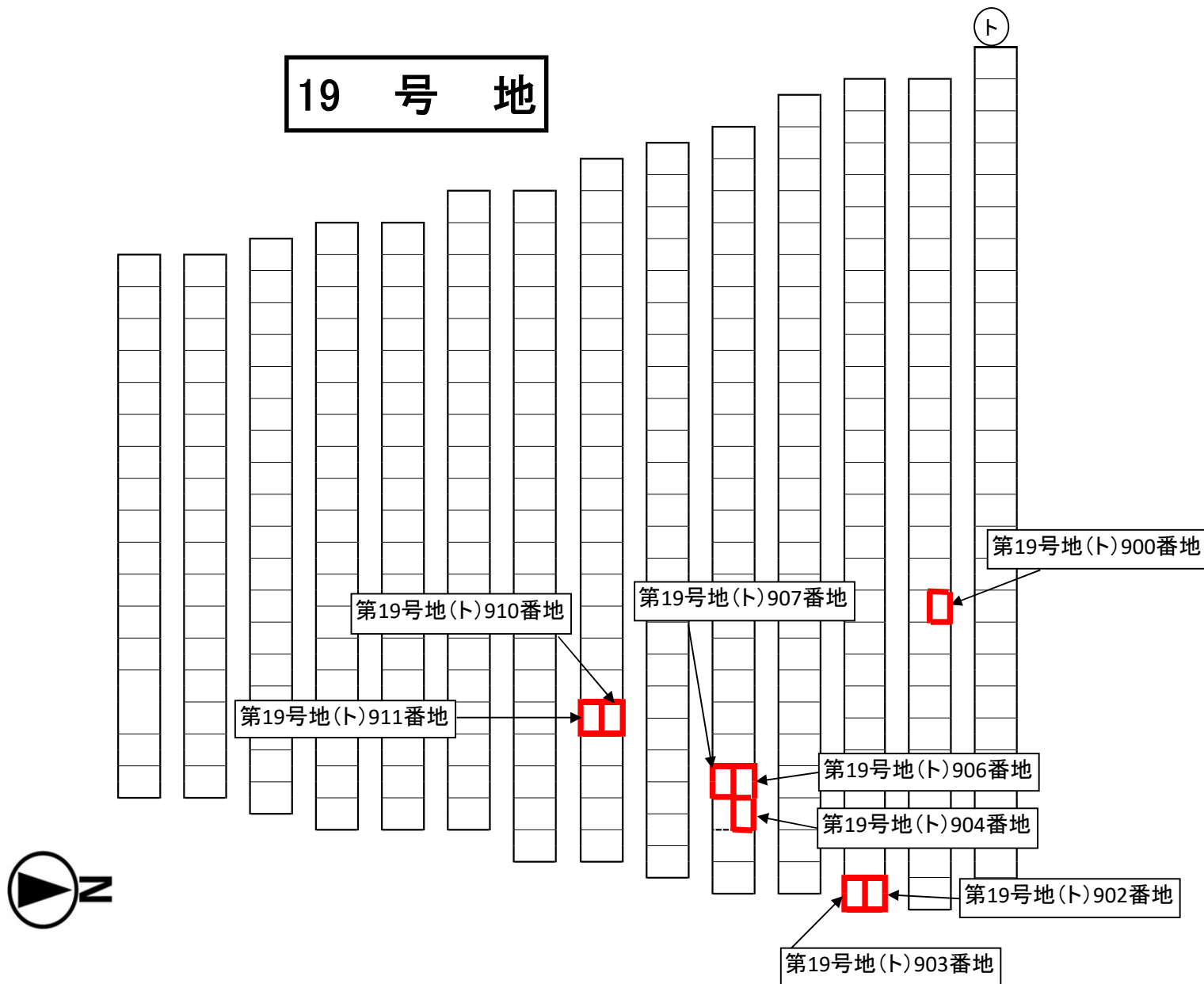
704

707

204

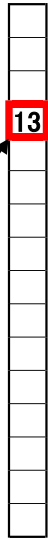
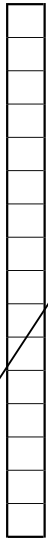
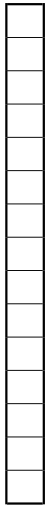
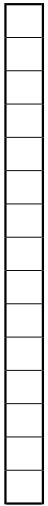
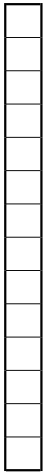
第13号地(ト)204番地

第13号地(ト)707番地



20 号 地

ト

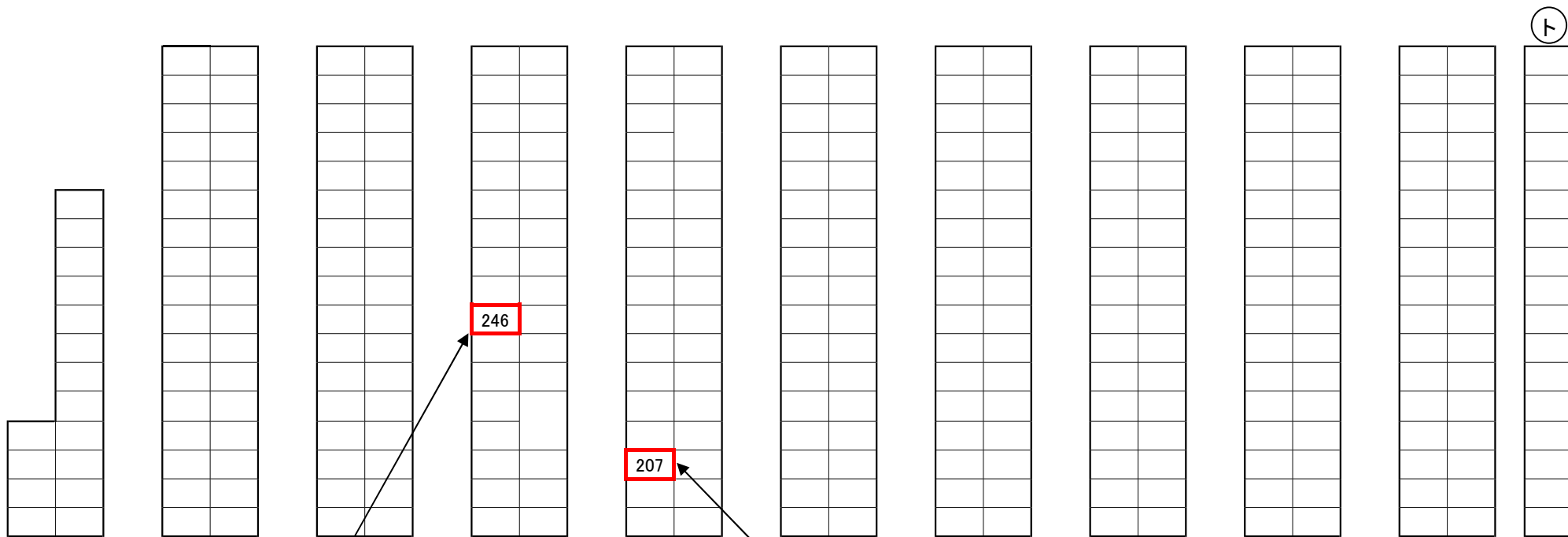


第20号地(ト)313番地

第20号地(ト)13番地



3 1 号 地



第31号地(ト)246番地

第31号地(ト)207番地



3 2 号 地

①

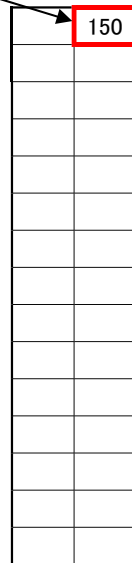
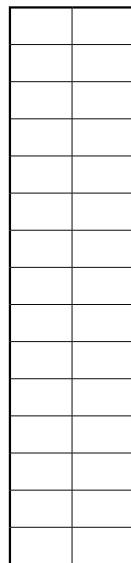
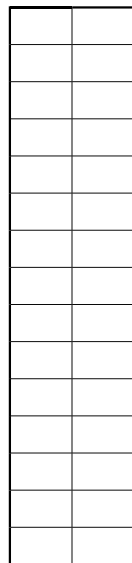
129

N

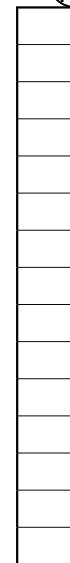
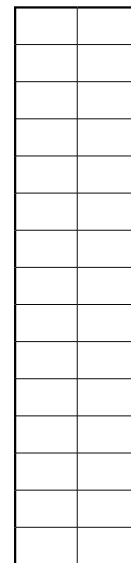
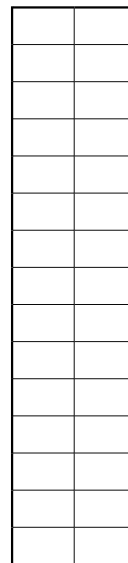
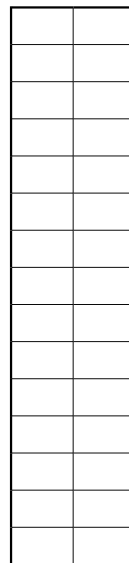
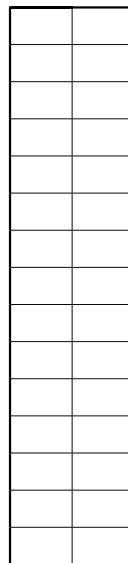




第33号地(ト)150番地



3 3 号 地



使用のきまり（抄）

岸和田市墓苑内の墓所は、次のことを守って使用していただきます。

1. 決定した位置は、どのような理由があっても変更できません。もちろん、当選者間で合意しても、位置の変更は認めません。
2. 祭祀又は墓石の設置等、墓地本来の目的に使用してください。
3. 使用は使用者と配偶者、そして使用者の直系血族の祭祀に使用でき、使用者世帯とその兄弟世帯等での2世帯間使用は原則出来ません。
4. 遺骨、遺髪、遺品等で市長が適切と認めるものが埋蔵できます。
5. 囲障（巻石）は、使用場所の区画を明確にするため3年以内に、次のとおり設置してください。
 - ①材質は、石材又はコンクリート等耐久性のあるものであること。
 - ②境界から前後左右1.5m以上控えて設置し、その高さは30cm以内とすること。
 - ③入口を市が定めた間口以外の位置（墓所のプレート番号面以外）に設ける場合は、墓所内に30cm以上の巾の通路を確保すること。
6. 墓石を設置する場合、その高さは巻石から180cm以内とすること。
7. 墓石等に家名を表示する場合、その家名は原則使用者の家名でなければなりません。また、建立者は使用者又は墓所を承継できる関係にある者でなければなりません。
8. 使用には、次の手続きが必要です。
 - ①工事着手届（囲障「巻石」、墓石等の設置等をする場合）
 - ②埋蔵・改葬届（遺骨等の埋蔵等をする場合）
 - ③住所等変更届（住所等の変更をした場合）
 - ④墓所承継使用届（使用者死亡による承継使用をする場合）
9. 使用者の名義変更は、相続（使用者の死亡）の場合以外はできません。
10. 次の場合、使用許可を取消すことがあります。
 - ①墓地本来の目的以外に使用したとき。
 - ②不正行為により使用許可を受けたとき。
 - ③転貸し又は使用権を譲渡したとき。
 - ④その他、法令、条例、規則等に違反したとき。
11. 次のような場合、使用権は消滅します。
 - ①使用者が死亡し、相続人又は親族のうち、祭祀を主宰する者がいないとき。
 - ②使用者が所在不明となり、他に使用する者がなく、20年を経過したとき。
12. 市は、使用許可後に生じた墓所の損害について、一切責任を負いません。

※ なお、上記きまりは主に岸和田市墓苑条例及び同施行規則よりの抜粋ですので、詳細はそれらをご覧ください。またご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

【問合せ先】	岸和田市建設部 公園緑地課 墓苑担当
	TEL：072（423）2121（代表）
	TEL：072（423）9581（直通）

岸和田



MODE

《 お問い合わせ先 》

〒596-8510 （岸和田市役所専用郵便番号）

岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所 建設部 公園緑地課 墓苑担当

☎ 072-423-9581（直通）

☎ 072-423-2121（代表）内線3055・3057

《 現地案内 》

岸和田市墓苑事務所 ☎ 072-426-1053

（午前8時30分～午後5時00分まで）